



新見市公告第 2 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 5 第 1 項の規定により新見市森林整備計画を策定するため、同法第 10 条の 5 第 7 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、新見市森林整備計画（案）を下記のとおり縦覧に供する。

なお、新見市森林整備計画（案）に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、新見市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和 8 年 1 月 22 日

新見市長 石 田



記

- 1 縦覧場所 新見市産業部林業振興課のホームページ
- 2 縦覧期間 自 令和 8 年 1 月 22 日
至 令和 8 年 2 月 21 日